

第 10 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和4年3月10日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 10 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和4年3月10日(木曜日)

午前9時58分開議  
午前11時33分休憩  
午前11時39分開議  
午後0時33分休憩  
午後1時17分開議  
午後1時30分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第40号 令和4年度熊本県一般会計予算
- 議案第42号 令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第54号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第59号 令和4年度熊本県病院事業会計予算
- 議案第65号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 議案第67号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 権利の放棄について
- 議案第80号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
  - ①第4期熊本県地域福祉支援計画の策定について
  - ②第二次熊本県肝炎対策推進計画の策定

について

- ③熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について
  - ④熊本県循環器病対策推進計画の策定について
- 令和3年度厚生常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

- 委員長 橋 口 海 平
- 副委員長 高 島 和 男
- 委 員 藤 川 隆 夫
- 委 員 池 田 和 貴
- 委 員 西 聖 一
- 委 員 内 野 幸 喜
- 委 員 池 永 幸 生
- 委 員 城 戸 淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部 長 早 田 章 子
- 総括審議員
- 兼政策審議監 沼 川 敦 彦
- 医 監 池 田 洋一郎
- 長寿社会局長 下 山 薫
- 子ども・
- 障がい福祉局長 木 山 晋 介
- 健康局長 三 牧 芳 浩
- 健康福祉政策課長 椎 場 泰 三
- 首席審議員
- 兼健康危機管理課長 上 野 一 宏
- 高齢者支援課長 篠 田 誠
- 認知症対策・
- 地域ケア推進課長 本 田 敦 美
- 社会福祉課長 永 野 茂
- 子ども未来課長 坂 本 弘 道

子ども家庭福祉課長 米 澤 祐 介  
障がい者支援課長 下 村 正 宣  
医療政策課長 阿 南 周 造  
国保・高齢者医療課長 池 永 淳 一  
健康づくり推進課長 岡 順 子  
薬務衛生課長 樋 口 義 則  
病院局  
病院事業管理者 渡 辺 克 淑  
総務経営課長 杉 本 良 一

事務局職員出席者

議事課主幹 前 原 真由美  
政務調査課課長補佐 松 本 浩 明

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから第10回厚生常任委員会を開会いたします。

本日、委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑応答が終了した後に一括して採決を行うこととしております。

また、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

初めに、健康福祉部長から総括説明をお願いします。

早田健康福祉部長。

○早田健康福祉部長 本議会に提出しており

ます健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係5議案、条例関係5議案でございます。

まず、2月補正予算の追号となります議案第80号、令和3年度熊本県一般会計補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生防止のため、高齢者施設や保育所等の従事者に対する集中的検査等に要する経費として、14億6,000万円余の増額をお願いしております。

続きまして、令和4年度当初予算となります議案第40号、令和4年度熊本県一般会計予算につきましては、総額2,280億7,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応、喫緊の課題への対応の3つに分けて御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応として、新たな変異株により感染が大きく拡大する局面も見据え、医療機関等における検査機器の整備等の支援や入院も含めた療養体制のさらなる充実強化に取り組んでまいります。また、積極的疫学調査や自宅療養者の健康観察などに従事する最前線の保健所機能の強化にも取り組みます。

さらに、ワクチンの追加接種を進めるため、専門的な相談窓口の設置や県民広域接種センターによる接種加速化など、実施主体である市町村の支援等に取り組んでまいります。

加えて、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、その影響により厳しい状況にある生活困窮者や独り親家庭、障害者など、生活に困難を抱える方々への自立・就業相談等の支援に引き続き取り組むこととしております。

次に、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応についてです。

まず、令和2年7月豪雨への対応として、地域支え合いセンターによる訪問活動等を通して、被災者の生活や住まいの再建に向けたきめ細かな支援に全力で取り組んでまいります。

また、次の災害に備え、高齢者など災害時に配慮が必要な方が安全、安心に避難することができるよう、個別避難計画の作成支援にも引き続き取り組みます。

なお、熊本地震への対応については、99.8%の方が住まいの再建を果たされましたが、最後のお一人まで寄り添った支援を継続してまいります。

次に、その他の喫緊の課題への対応として、主なものを3点御説明します。

1点目は、様々な困難を抱えている方へのきめ細かな支援についてです。

誰一人取り残さないくまもとづくりを進めるため、支援、相談体制を拡充し、ひきこもり対策や若年層の自殺防止対策の強化を行うほか、ヤングケアラーがいつでも気軽に相談できる専門の相談窓口や医療的ケア児支援センターの設置、低所得世帯への放課後児童クラブの利用料の支援などに新たにに取り組んでまいります。

2点目は、子供を安心して産み育てられる環境と地域のつながりの強化についてです。

よかボス企業等との連携により、子育てしやすい環境づくりを進めるほか、子供の健全な成長を促すため、先天性代謝異常や難聴等の早期発見、治療につなげる新生児スクリーニング検査の充実や口腔保健支援センターの設置に取り組んでまいります。

また、地域の誰もが気軽に集える地域の縁がわについて、新たに防災やICTといったプラスアルファの活動に取り組む団体を支援してまいります。

3点目は、保健医療福祉分野における喫緊の課題への対応についてです。

医師、看護職員、介護職員等の養成、確

保、定着の取組に加え、ICT、介護ロボットなども活用した勤務環境の改善等により、引き続き、医療、介護サービス提供体制の整備を進めてまいります。また、新たに若年性認知症の方の福祉的就労の支援や骨髄移植ドナーへの支援等を行うこととしております。

さらに、人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸や生涯現役社会の実現に向け、健康づくりの意識醸成や高齢者の就労、社会参加の支援にも取り組んでまいります。

次に、議案第42号、令和4年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、母子家庭等を対象とした各種貸付金等として、9,000万円余を計上しております。

次に、議案第54号、令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、1,922億8,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の令和4年度の当初予算の総額は、4,204億5,000万円余となり、令和3年度当初予算と比較しますと、439億7,000万円余の増となっております。

続きまして、条例関係につきましては、議案第65号、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について外4議案を提案しております。

このほか、その他報告としまして、第4期熊本県地域福祉支援計画の策定について外3件について御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、前半グループの健康福祉部8課の議案について、執行部から説明をお願いします。

なお、説明は、効率よく進めるために、着

座のまま簡潔に行ってください。

それでは、議案第80号の説明をお願いします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

先に、追加提案させていただいております議案第80号を説明いたします。

別冊の委員会説明資料、薄いほうの資料をお願いします。

2ページでございます。

老人福祉費で14億6,500万円余を計上しております。

右側の説明欄でございますが、高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業になります。この事業は、さきの常任委員会の先議の際に、1月21日の専決予算として説明をさせていただきました。

今般、まん延防止等重点措置の期間がさらに延長になりましたことから、金額を増額させていただくものでございます。

この事業の対象者といたしましては、これまでは入所系の高齢者、障害者施設等の従事者でございましたが、今回は保育所等の職員にも拡充し、さらに高齢者、障害者施設におきましては、訪問や通所系の施設従事者の方にも拡充する形で、週1回程度、抗原検査キットを用いた集中的検査を行うものでございます。

さらに、濃厚接触者となった従事者の方がおられる場合、2日間にわたる検査を実施し、陰性が確認できれば5日目に解除になるということになります。その検査についても、社会機能維持検査という形で対象としております。

次の3ページでございますが、繰越明許費補正の関係になりますが、年度をまたぎましてもこの事業を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、変更の設定をさせていただくものでございます。

高齢者支援課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第40号から説明をお願いします。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和4年度当初予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の2ページをお開きください。

主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、社会福祉総務費でございます。14億1,969万円を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

1の職員給与費は、定年退職予定者を除く今年1月1日時点での職員数や給与額に基づいて計上しております。この後、各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

3、地域福祉振興費の(4)の地域福祉総合支援事業でございますけれども、地域の縁がわの施設整備や地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等に要する経費について助成等を行うものでございます。

4ページをお願いします。

(7)の地域の人づくり推進・支援事業は、従来の事業を組み替えまして新規事業として打ち出しているものでございます。

地域福祉の担い手の不足や地域における支え合い力の低下が課題となっておりますことを踏まえまして、地域福祉への興味、関心や専門性の高さに応じた人材育成を行うための経費でございます。具体的には、福祉のまちづくりを担うリーダーの育成研修や大学生等と連携した地域福祉への興味、関心を高める

ための教材作成などについて取り組んでいく予定でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

社会福祉諸費になりますけれども、住まいの再建支援事業でございます。

住まいの再建に向けた6つの支援策のうち、県が直接実施しているリバースモーゲージ型を含む自宅再建利子助成等の支援策分について、必要額を要求させていただいております。

その下の(5)でございます。

新型コロナウイルス困りごと支援事業でございますけれども、こちらは新型コロナウイルス禍で困り事を抱えております独り親家庭や障害者、生活困窮者等の支援を行う団体等の活動に要する経費について助成を行うものでございます。

続きまして、(6)災害弱者支援事業でございますけれども、こちらは、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援及び要支援者を対象とした個別支援計画の作成支援に要する経費を計上しているものでございます。

続きまして、1ページ飛びまして、7ページをお願いします。

7ページ最下段の災害救助費でございます。

今回、11億7,743万円を計上しております。前年度比で22億円余りの減となっております。減額の主な原因は、応急仮設住宅関係の経費等の減額によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

公衆衛生総務費で1億474万円を計上しております。前年度比で4,933万円余の増額をお願いしております。

増額の主な内容でございますけれども、9ページになりますけれども、4の保健医療推進対策費のうちの衛生総合情報システム運営費で、公費負担医療システムの再開発に要する経費を計上していること、また、(2)で保健医療計画推進事業で令和5年度に策定を予

定しております第8次熊本県保健医療計画策定に向けた県民意識調査に要する経費を計上しているものでございます。

下段の保健環境科学研究所費でございますけれども、こちらにつきましては、保健環境科学研究所の運営費に関する経費でございます。今回、照明設備改修工事など、設備の維持管理に係る経費の増額によりまして所要額の増額になっております。

次に、10ページをお願いします。

10ページには、県内10か所の保健所の運営費に係る経費でございます保健所運営費と、それから、続いて、下段の元金でございますけれども、こちらは災害援護資金の貸付金の返済に伴う貸付元金の国庫への償還金を計上しております。

以上、健康福祉政策課では、総額51億3,065万円をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、上段の公衆衛生総務費でございますが、4億7,968万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄3の肝炎対策事業でございますが、これは、B型肝炎、C型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費でございます。

次に、下の段、結核対策費でございますが、6,960万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄1の結核患者医療費でございますが、これは、感染症法に基づき、入院勧告を行った際の医療費について助成するものでございます。

次に、説明資料の12ページをお願いいたします。

予防費でございますが、109億863万円余をお願いしております。予防費につきましては、12ページを含めまして4ページにわたり計上しております。

主な事業、説明欄1の感染症予防費でございますが、説明資料13ページをお願いいたします。

(3)の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業におきまして、新型コロナウイルス感染症により保健所の業務が大幅に増加していることに対応するため、コールセンターの相談用務等、また、健康観察などの業務委託、それと、疫学調査の人員を確保しまして保健所に派遣するといった保健所機能を強化するための経費でございます。

(4)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の助成及び無料検査を含めました検査の体制整備等に要する経費でございます。

(5)の新型コロナワクチン接種体制支援事業におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に伴い、県民等からワクチンに関する相談に対応するための相談窓口の設置等に要する経費でございます。

説明資料14ページをお願いいたします。

(6)の感染症専門人材養成事業は、これは新規事業でございますが、熊本大学病院への感染症専門医育成のための寄附講座設置に要する経費でございます。

続きまして、説明欄3の予防接種対策費でございますが、(2)の新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業、県民広域接種センターの設置、運営等に要する経費でございます。

説明資料15ページをお願いいたします。

(3)の造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用補助事業、これも新規事業でございます。造血幹細胞移植後、それまでの定期接種のワクチンによる抗体がなくなってしまうと

ということですので、そのワクチンの再接種の費用の助成を行う市町村に対する助成ということでございます。

続きまして、下の段、食品衛生指導費でございます。4億2,738万円余をお願いしております。食品衛生指導費につきましては、15ページを含めまして、4ページにわたり計上しております。

主な事業、説明欄1の(1)食品営業監視事業は、食品営業施設の許可や監視指導及び食品の検査等に必要な経費でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

説明欄4の(2)管理・運営費でございます。食肉衛生検査所の管理、運営等に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の18ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、7億8,717万円余をお願いしております。

主な事業としまして、説明欄1の(2)動物愛護管理事業は、県の保健所や動物愛護センターにおける犬や猫の引取り、捕獲、収容、譲渡等の主に動物管理業務に必要な経費でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

説明欄2の(2)動物愛護推進事業は、新動物愛護センター建設に要する経費及び県動物愛護ホームページの管理など、動物愛護の取組を行うための経費でございます。

以上、健康危機管理課は、令和4年度当初予算といたしまして、総額126億7,249万円余をお願いいたしております。

次に、説明資料の20ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

新動物愛護センター建設に係る本体建築工事につきまして、単年度では整備ができないことによりまして、複数年の契約を行うため、債務設定をお願いするものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の21ページでございます。

社会福祉総務費で2億8,900万円余を計上しております。

説明欄の1、社会福祉諸費で、まず、(1)ですが、福祉人材緊急確保事業は、福祉、介護人材の確保を図るため、福祉・介護分野への新規参入の促進、福祉系高校生の介護福祉士の資格取得支援、求人、求職者のマッチング支援など、主に県社会福祉協議会へ委託する経費でございます。

次に、(2)福祉系高校修学資金等貸付事業費補助は、介護福祉士等の資格取得を目指す福祉系高校の生徒に対して修学資金等の貸付けを行っております県社会福祉協議会への貸付原資等の助成をするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

中ほどの目の欄になりますけれども、老人福祉費で35億8,100万円余を計上しております。

説明欄の一番下になりますけれども、2の(2)看護・福祉職員等処遇改善推進事業の介護分でございますが、これは国の経済対策に係るものでございまして、介護職員等のいわゆる賃上げに係る経費について助成をするものでございます。

次の23ページになりますが、このページの一番下の(4)施設開設準備経費助成特別対策事業は、特別養護老人ホームをはじめ介護施設等の開設を円滑に進めるため、必要な人件費や広報費等の準備経費について助成をするものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

(5)介護職員勤務環境改善支援事業は、介

護事業所等の勤務環境改善を図るため、介護ロボット等を導入する経費について助成をするものでございます。

次に、1つ飛びまして、(7)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業等において、サービスを継続するために要するかかり増し経費について助成をするものでございます。

次の25ページになりますが、中ほどの(9)介護の魅力発信プロジェクト事業は新規事業でございまして、介護の仕事を発信する特設サイトの設置や介護事業所の優れた取組を紹介する動画等を作成いたしまして、介護現場の今を発信してまいりたいというものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

一番上の(1)介護人材確保対策推進事業は、介護施設の事業者等が行います介護人材確保のための広報啓発経費や現在働いている介護職員の定着支援を図るための研修経費について助成をするものでございます。

次の27ページでございます。

ここから老人福祉施設費になりますが、16億9,200万円余を計上しております。

説明欄の中ほど、(2)介護基盤緊急整備等事業は、市町村が整備します地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備に要する経費について助成をするものでございます。

次の(3)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業は、介護施設等における簡易陰圧装置等を整備する施設に対しまして助成をするものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

最後になりますが、民生施設補助災害復旧費で12億5,700万円余を計上しております。

説明欄の1で老人福祉施設等災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災しました球磨村



の特別養護老人ホーム千寿園の災害復旧に要する経費について助成をするものでございます。

以上、高齢者支援課の令和4年度の当初予算といたしましては、総額で68億2,100万円余でございます。御審議のほどよろしく願います。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

資料、続きまして、29ページをお願いいたします。

老人福祉費で284億6,906万円をお願いしております。

それでは、主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費でございます。

(1) 認知症診療・相談体制強化事業は、認知症に係る医療体制や関係機関の連携体制、認知症の早期発見と相談体制の強化に要する経費でございます。

おめくりいただき、次のページをお願いいたします。

(3) 権利擁護人材育成事業は、成年後見制度の利用を促進するための研修や権利擁護人材の育成に要する経費について、市町村に助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

最下段の(7)在宅医療サポートセンター事業は、県及び地域における在宅医療の推進を図る在宅医療サポートセンターの運営経費について助成するものでございます。

ページおめくりいただき、32ページをお願いいたします。

(9) 若年性認知症福祉的就労支援事業は新規事業でございますが、熊本大学病院が実施する若年性認知症の方の障害者就労支援事業所での受入れ促進の取組に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、3の介護保険対策費の主な事

業について御説明いたします。

(1) 介護給付費県負担金交付事業、(2) 地域支援事業交付金交付事業、次のページの(3) 第1号保険料県負担金交付事業、こちらにつきましては、いずれも介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金でございます。

おめくりいただき、34ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございますが、723万円余をお願いしております。

1の保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費でございます。

続きまして、下段、医務費ですが、1,324万円余をお願いしております。

1の歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事業は、県歯科医師会にお願いしております在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、歯科診療所が行う訪問歯科診療器材購入に要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、総額284億8,953万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願います。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、3億3,256万円余を計上しております。

説明欄の2、民生委員費につきましては、民生委員、児童委員の費用弁償等に要する経費でございます。

次の36ページをお願いいたします。

一番上の(2)日常生活自立支援事業は、熊本県社会福祉協議会が行う認知症高齢者などの判断能力が不十分な方に対する福祉サービ

スの利用援助や日常的金銭管理事業に要する経費について助成するものでございます。

次の37ページをお願いいたします。

遺家族等援護費でございますが、7,256万円余を計上しております。

説明欄2の(1)特別給付金等支給事務費は、一昨年、令和2年4月から受付を行っている第11回の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する経費でございます。

次の38ページをお願いいたします。

生活保護総務費でございますが、10億3,231万円余を計上しております。

説明欄1の(2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者に対する家計改善支援や子供の学習支援等に要する経費でございます。

次の(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する就労支援や自立支援プランの作成など、総合的な支援に要する経費でございます。

次の39ページをお願いいたします。

(6)の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付けが限度額に達したこと等により、新たな貸付けが利用できない生活保護に準じる世帯に対して支援金を支給するものでございます。

次の40ページをお願いいたします。

中段の扶助費でございますが、39億172万円余を計上しております。

説明欄、(1)の生活保護費は、生活保護受給者の生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

最後に、下段の精神保健費として3,648万円余を計上しております。

これは、ひきこもり地域支援センターの設置、運営や広報等に要する経費でございます。

以上、社会福祉課の令和4年度当初予算としまして、合計53億7,565万円余をお願いしております。

続きまして、資料の41ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきましては、令和4年度の新規貸付者に対し、大学や短大等の在学期間中継続して貸し付ける必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料おめくりいただき、42ページをお願いいたします。

主な事業について御説明します。

下段、児童福祉総務費で34億9,341万円余を計上させていただいております。説明欄については、43ページをお願いいたします。

2の(1)多子世帯子育て支援事業は、国の無償化とならない0から2歳児までの第3子以降の保育料について、本県独自の無償化を行うための助成経費でございます。

それから、(3)の児童健全育成事業は、市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対する助成経費でございます。

おめくりをいただきまして、44ページをお願いいたします。

(7)、それから(9)、内閣府の交付金を活用しまして、結婚や子育ての応援機運醸成のための事業でございまして、くまもとスタイルという形で、よかボスあるいは結婚応援の店といった活動を行っている事業でございます。

それから、45ページをお願いいたします。

(11)は新規事業でございます。

放課後児童クラブ利用サポート事業としまして、低所得世帯において、特に大人の見守りが必要な低学年児童、1年生から3年生につきまして、市町村と協調いたしまして、保

護者の利用料負担を軽減することにより、子供たちの安心できる居場所の確保を図る事業でございます。

それから、4の(1)保育士人材確保事業は、保育士さんの再就職支援であったり、市町村が行います保育補助者、いわゆる保育士さんのお手伝いをする方の雇い上げ助成に対して、県も併せて助成する経費でございます。

おめくりをいただきまして、46ページをお願いいたします。

(3)の予備保育士確保促進事業は、令和3年度からの事業でございまして、待機児童解消という形で、年度当初からあらかじめ多めに保育士さんを確保する施設に対して、市町村と一緒にその経費を助成するものでございます。

続きまして、下段の児童措置費176億2,093万円余を計上しております。

説明欄につきまして、子どものための教育・保育給付金については、いわゆる保育所、認定こども園に係る給付費の県負担分でございます。

47ページをお願いいたします。

児童福祉施設費で12億716万円余を計上しております。

説明欄の2の(1)特別保育総合推進事業は、市町村で実施されます延長保育等への助成のほか、保育所における医療的ケア児受入れのための看護師加配等の助成も含まれておるところでございます。

おめくりをいただきまして、48ページお願いいたします。

3の母子衛生費の先天性代謝異常等検査につきましては、今年度までは国が定める20疾患の公費検査についての費用を計上しておりましたが、来年度から新たに、拡大スクリーニング検査と呼ばれる3つの疾患の検査について、本県独自の検査費用助成に熊本市と連携して取り組ませていただく予定でございま

す。これは、都道府県、政令市レベルとしては全国初の取組となります。

49ページをお願いいたします。

5の(2)新生児聴覚検査体制整備事業は、先天性の難聴を早期発見するための事業で、来年度新たに、国の制度を活用しまして、自動ABRという高精度の検査機器を新たに導入する産科医療機関への助成事業にも取り組ませていただく予定です。

6の(1)女性のケア事業につきましては、今年度に引き続き、妊婦の方々への新型コロナPCR検査費用の助成に取り組む予定でございまして。

おめくりをいただきまして、50ページお願いいたします。

(4)の不妊対策事業（経済対策分）につきましては、4月から保険適用となる特定不妊治療につきましては、本年度から年度をまたぐ治療に関しましては、これまでの助成事業の対象とされたことから、その助成に必要な経費を計上するものでございます。

7の(2)少子化総合対策交付金事業につきましては、令和元年度に創設しました結婚、妊娠、出産の各ステージで切れ目なく支援する市町村への助成事業でございます。

51ページをお願いいたします。

私学振興費で12億1,215万円余を計上しております。

1の(3)認定こども園施設整備事業につきましては、市町村に対する施設整備費用の助成、(4)の私立幼稚園経常費助成費補助については、私学助成型の補助金で運営する幼稚園に対する助成でございます。

おめくりをいただきまして、52ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で7億1,213万円余を計上しております。

説明欄にございまして、令和2年7月豪雨で被災した保育所の復旧費でございます。具体的には、現地復旧が困難であったた

め、移転建て替えを行う3園につきまして、来年度竣工予定で工事を進めておりまして、その助成に要する経費でございます。

以上、合計で258億8,497万円余をお願いしております。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料53ページをお願いいたします。

主なものについて御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費とその下の社会福祉施設費につきましては、上段、社会福祉総務費は、DV対策、DV防止に関する相談、広報啓発に関する経費、その下の社会福祉施設につきましては、女性センター等に関する経費を内容とするものでございまして、ほぼ前年と同額をお願いしております。

次に、ページ下段の児童福祉総務費についてでございます。本年度と比較いたしまして639万円余の増額をお願いしております。

内訳といたしましては、おめぐりいただきまして、54ページに行きまして、説明欄の3の(2)市町村が行うこんには赤ちゃん事業の補助や、55ページに行きまして、説明欄の(5)特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業に要する経費でございます。

また、そのすぐ下の(6)社会的養護自立支援事業につきましては、養護施設等の退所者の自立を支援する事業でございますけれども、来年度は1,176万円余の増額をお願いし、コーディネーターの加配を行い、相談支援体制の強化を図りたいというふうに考えております。

56ページをお願いいたします。

次に、児童措置費につきまして、本年度と比較して6,203万円余の増額をお願いしております。

主な内容といたしましては、説明欄1(1)の児童養護施設や里親委託等に係る措置費でございますとか、57ページに行きまして、説明欄の2、清水が丘学園の関係費、その下の3の児童手当費でございます。

続きまして、57ページ、母子福祉費についてでございます。

こちらにつきましては、本年度と比較いたしまして1億1,019万円余の減額をお願いしております。

これは、少し飛びまして、59ページに行きまして、説明欄の3、児童扶養手当支給事業費の減などが要因となっております。児童扶養手当につきましては、少子化の影響で受給者数が減少していることに伴い、支給額も減少しております。

このようなことなどから、今年度と比較いたしまして、1億3,540万円余の減となっております。

そのほか、この母子福祉費の内容につきましては、58ページに戻っていただきまして、説明欄の(2)でございますひとり親家庭等支援事業の一つといたしまして、来年度は、養育費の確保のための経費といたしまして、216万円余の増額をお願いしているところでございます。

また、説明欄の(5)子ども食堂活動支援事業につきましては、今年度に引き続き、コロナ禍における衛生対策経費の助成を行うこととしております。

60ページをお願いいたします。

児童福祉施設費についてでございます。

こちらにつきましては、令和3年度、今年度と比較いたしまして、3,091万円余の増額をお願いしております。

主な内容といたしましては、説明欄の1、(4)の子どもの権利擁護推進事業、こちらにつきましては、一時保護された児童の声をしっかりと聴き、児童の処遇を検討することが重要であるというふうに我々考えておりまし

て、このことから、第三者が子供の声を聴く仕組みを試行的に実施したいというふうに考えております。

また、その下の(5)ヤングケアラー支援体制強化事業につきましては、先日、2月25日に公表させていただきました県内の実態調査におきましては、家族の世話をしている子供が一定数いるということが確認できたところでございます。そのことから、その悩みを相談する相談窓口の設置でありますとか、関係者の認知度向上の研修等の実施に要する経費をお願いしているところでございます。

62ページに行きまして、上から2つ目の児童相談所費の(5)にあります児童家庭支援センター事業といたしまして、熊本県設置分を含めて、今年度、県内8か所の設置が完了しました。この児童家庭支援センターの運営経費をお願いしているところでございます。

また、その下の(6)里親推進事業につきましては、来年度新たに、障害を持つ里子さんを養育する里親家庭の支援に取り組みたいというふうに考えているところでございます。

さらに、63ページに行きまして、これまでも養護施設の人材確保には取り組んできたところではございますけれども、施設におきまず有資格者の確保が一層困難になっているという現状もありますことから、説明欄の5の(2)にありますように、資格を有しない方、こういった方を施設が雇用して、資格取得までの間の経費を助成する事業に取り組みたいというふうに考えております。

子ども家庭福祉課といたしましては、総額100億7,836万円余の予算をお願いしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、64ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてでございます。

まず、上段の母子家庭等の児童の身元保証につきましては、県条例に基づき、就職する

母子家庭の子供に身元保証が必要になったときに、その必要額を設定させていただくというものでございます。

また、下段の清水が丘学園整備事業につきましては、工期の関係で令和5年度にまたがるものがあることから、あらかじめ債務負担行為を設定させていただくものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

続いて、65ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費で176億6,900万円余を計上しております。

主な事業としましては、説明欄の(3)障害福祉サービス費等負担事業で、障害者のサービス事業に係る県の負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

一番下の(5)医療的ケア児等支援事業は、昨年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことに伴い、来年度新たに医療的ケア児支援センターを設置し、地域支援のための統括コーディネーターの配置や人材養成等を行うための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(7)看護・福祉職員等処遇改善推進事業（障害分）（経済対策分）は、障害福祉の現場で働く福祉・介護職員などの賃金引上げに要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

68ページ、一番上の5、重度心身障がい者医療費ですが、市町村が行う重度心身障害者への医療費助成に対して、その一部を助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

69ページ下段の児童措置費で51億9,900万円余を計上しております。

前年度と比べて4億5,900万円余の増となっておりますが、増額の主な要因としましては、説明欄の児童扶助費で、放課後等デイサービスなどの障害児のサービスに係る利用見込額の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

中段の児童福祉施設費で12億700万円余を計上しております。

これは、宇城市松橋にありますこども総合療育センターの運営経費でございます。

次に、下段の公衆衛生総務費で3億400万円余を計上しております。

主なものとしましては、次のページの説明欄の2、医療施設近代化施設整備事業として、精神科病院が行う療養環境改善のための2件の病棟の建て替えに対する助成でございます。

下段の精神保健費で2億9,500万円余を計上しております。

次のページをお願いいたします。

説明欄の(4)と(5)で、一般分と経済対策分に分けて自殺予防対策の事業費を計上しております。

新型コロナによる心的ストレスの影響を踏まえ、新たに電話相談やSNS相談の拡充を行うなど、相談支援体制の強化を図ることとしております。

以上、次のページ下段になりますが、障がい者支援課の令和4年度当初予算としまして、総額257億8,500万円余を計上しております。

障がい者支援課の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第42号の説明をお願いします。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料101ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計についてでございます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金やその貸付事業に係る事務費といたしまして、前年度から若干減の9,656万円余をお願いしているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、102ページをお願いいたします。

この福祉資金の貸付けにつきましては、貸付期間が複数年にまたがるものがあるため、債務負担行為の設定をお願いしているものでございます。

子ども家庭福祉課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第65号の説明をお願いします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

別冊資料、条例関係の資料をお願いいたします。

条例関係説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第65号、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次の2ページの概要で説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、本年12月に予定しております民生委員の一斉改選に向け、市町村ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、民生委員定数の変更を行うものでございます。

2の内容でございますが、記載の11の市町、合計で17人の増員を行うものでございます。

なお、改正内容について、昨年12月から本年1月にかけてパブリックコメントを実施し

ましたが、意見の提出はございませんでした。

3の施行期日は、一斉改選の期日である本年12月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○橋口海平委員長 次に、議案第66号の説明をお願いします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

引き続き、条例関係資料の7ページをお願いいたします。

議案第66号、熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定について御説明いたします。

議案につきましては、これより前の3ページから6ページに掲載しておりますが、このページで御説明させていただきます。

条例の制定の趣旨ですが、改正障害者基本法や障害者権利条約において、手話が言語であると位置づけられたことに伴い、本県の障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例を踏まえ、手話を言語として認識することに加え、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を図ることを目的として条例を制定するものです。

内容につきましては、16の障害者団体からの2度にわたるヒアリングや障害者施策推進審議会の2度の審議、また、パブリックコメントなどを経て内容を規定しております。

具体的な内容については、2に書いておりますが、第1条の目的から始まりまして、第4条から7条で県、県民、事業者等の責務や役割を規定しています。また、9条から13条で施策の基本事項を定め、最後の14条で財政上の措置について規定をしているところで

施行については、本年の4月1日からとしております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願います。

○橋口海平委員長 次に、議案第67号の説明をお願いします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

引き続きまして、資料の16ページをお願いいたします。

議案第67号、熊本県指定障害者福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案は、これより前の8ページから15ページに掲載しておりますが、このページで説明させていただきます。

条例の改正の趣旨と内容ですが、厚生労働省令の一部改正に伴いまして関係規定を整備するものでして、障害児や障害者のサービスに関する計9つの条例を改正するものです。

主な改正の内容ですが、(2)に記載しておりますとおり、事業者等におきます諸記録の作成や保存及び利用者等への説明などに関しまして、電磁的方法による記録や対応を認める旨の規定を設けるものです。

施行日については、一部を除き、公布の日からの施行を予定しております。

障がい者支援課の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願います。

○橋口海平委員長 最後に、議案第77号の説明をお願いします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

議案第77号、権利の放棄についてござい

ます。

次の20ページの概要で説明いたします。

生活保護費の返還金につきましては、窮迫等の場合に、資産等があるにもかかわらず、給付を受けた保護費について返還させるものでございます。

平成19年度及び平成25年度の返還金2件について、いずれも返還決定の相手方の死亡及び法定相続人の相続放棄による相続人の不存在により、今後回収の見込みがないため、権利の放棄をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 32ページの若年性認知症福祉的就労支援事業、部長の方からもお話ありましたけれども、この若年性認知症に関しまして、私も質問でも聞いたことがありますし、この就労の問題って極めて大事な問題で、何度かお尋ねはさせてもらっているところでありますけれども、今回これを熊大病院においてやるような話で、ここに記載されております。

その中で、現在の、まず1つは、若年性認知症の患者が以前より増えているのかどうかということ、現状がどうなのかということ、1点お知らせいただくことと、もう1点が、この熊大がここ絡んできているみたいなんです、どういう形で事業展開されるのかということの2つを教えていただければと思います。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

まず、若年性認知症の方の数につきましては、昨年9月現在で675人となっておりますが、ここ数年、おおむね700人程度で推移しております。

あと、熊本大学病院にお願いするということですが、基幹型の認知症疾患医療センターをお持ちいただいておりますので、こちらのほうにコメディカルの方を2名お願いしまして、そしてまた、地域の疾患医療センターと連携をいたしまして、各地域のほうに直接出向いていただいて、そこにございます就労支援事業所のほうにアウトリーチ、直接訪問して理解をいただきながら、裾野を広げるというような予定をしております。2か年で実施する予定でお話しております。

○藤川隆夫委員 今の話だと、若年性認知症の数自体はあまり変わらないという話、今の人数からいうとそうだというふうに思っております。その中で就労の問題として熊大の中のコメディカルに2名、それ以外にも、ほかの福祉事業所にいろんな形でアウトリーチかけながらやっていくというふうなお話だったと思うんです。

ただ、この若年性認知症の方々の就労というのは、やっぱり極めて厳しい状況が今も続いていると思います。この方々をやっぱりA型、B型の事業所等に本来であるとなつないでいって、収入が得られる状況をつくってもらうといいというふうに考えるんですけども、現状はまだまだ厳しいというふうに思っているんですけども、現在、現実的にはどのような今状況にあるのか、それをもう一回お願いします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 昨年度、熊本大学病院のほうで調査をしていただいた結果でございますが、障害者の就労支援



事業所のほうの受入れ実績というのが、これまでに23——、ちなみに総数が363でございます。回答が170程度でございますから、そのうちの2割弱いかなぐらいというところでございます。

ただ、その中で受入れの意向がありますかというような調査をしましたところ、53、3割程度は意向がありますと。また、未定というところも約半数以上の99ございますので、こうしたところにやはり丁寧に御説明をしていくと、御理解にも通じていくのかなと。

それとあと、この若年性認知症研修会とかへの参加意欲ございますかというところでは、7割強の団体、131の事業所さんが参加したいとお答えいただいているので、まずはやはり理解を進めていくことで、こうした場合の参加、また、それが就労につながっていくかなということで取り組みたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 今お聞かせいただいて、若年性の認知症の方々が就労に結びつく、就労に結びつくということは、ある意味、この認知症の方々のリハビリにもつながってくるというふうに考えますので、今一生懸命努力されているというふうに今お聞かせいただきましたので、さらに努力していただいて、この方々が少しでも多く就労の機会を得、そして就労できるという環境をつくっていただければと思いますのでよろしく願います。以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 幾つかの課にまたがるかと思うんですが、まず、部長の説明のときに、ワクチンの追加接種を進めるため、県民広域接種センターによる接種加速化という文言がありました。

毎日県のほうから送られてくるデータを見

ると、3月8日時点、おととい時点で3回目の接種対象者約157万人に対して、今接種済みが約51万人です。接種率32.62%ということになっています。ただ、去年の夏とかに比べると、やっぱりこの接種率というのが鈍化しているのかなという気がします。

また、私の周りでも、以前であれば、普通の会話の中で、ワクチン接種したとかというのが普通に出てたんですけども、最近はそういう言葉があまり出てこないですね。この原因については、例えば、2回目のときに副反応があったから、やっぱり3回目は遠慮しようとか、もしくはよくよく見ると重症化している人少ないよねと、なら打たなくてもいいかなとか、いろんなケースがあると思います。

ただ、その中の一つに、今自治体のほうでも、担当者と話すると、ワクチンの配分が、ファイザー6に対してモデルナが4と。ファイザーのほうは、予約が比較的埋まりやすいけれども、モデルナについては、なかなか予約が埋まらないという話を聞きます。

で、2回目接種した人が、県では約140万人なんですね、約80%の接種率。まず、この140万人が2回接種されたんですけども、この2回接種したときに、モデルナ、ファイザーの大体の割合を教えてくださいと思います。モデルナについては、恐らく広域接種とか職域接種がほとんどだったと思うんですが、まず、どれぐらいの割合がファイザーだったのか、どれぐらいの割合がモデルナだったのかというのをちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

今委員御指摘のとおり、モデルナにつきましては、県民広域接種センターと職域接種センターのみで行いまして、一般の県民はファイザーを打ちましたので、実際、ファイザー

社が9割、モデルナが1割ということになっております。

○内野幸喜委員 だと、140万人が2回接種しているんですね、大体。モデルナが1割ということは14万人。ファイザーのほうざつと126万人。今モデルナが4割配付、今後これが5割まで引き上げられる。ファイザーとモデルナが5・5の配分になるかもしれないという話ですね。そうしたときに、いかにやっぱりこのモデルナの接種を上げていくかということが大事になってくると。当然これは強制されるものではありません。接種したいという人に対してですね。

そうなると、例えば、これが、モデルナが現状4割、それから今後5割となったときに、単純に2回接種した人が全員3回の接種となると、5割だと70万人。前回、14万人がモデルナだったってことは、やっぱり50万人を超える人がモデルナを打たなければならない、ファイザーを前回打って。だから、こうなると、その交差接種の抗体量が増えて、効果が高いという検証結果も出ているので、やっぱりこういったことをもう少しアナウンスしていかないと、なかなかこの伸び率というのは増えないのかなという気がします。知事が3回目はモデルナを接種されたんですね。ああいうのはやっぱり大事なことだと思います。

特に、当然ファイザーが予約がいっぱいになるんですが、当然これから絶対量が少なくなるわけですから、いかにモデルナのほうを接種してもらうかというのが重要になってくると思いますので、その点、何か県のほうで、これは市町村と当然連携しながらやらないといけないと思うんですが、何か考えていることとかありますか。

○樋口薬務衛生課長 3回目の接種が始まった当初は、やはり1回目、2回目異なるワク

チンを接種することに懸念があったりしまして、ファイザーワクチンの接種の機会を待っている方が多かったんですけども、それに伴いまして、県でも、新聞等、広告等を通じまして、交差接種の有用性あたりのほうを情報提供してまいりました。

ただ、最近、ファイザー社のワクチンのほうも増えてきまして、自治体では、少しずつですけども、ファイザーの予約枠も空いてきているというふうに聞いております。

やっぱり3回目接種が上がらない理由としましては、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、オミクロン株の重症化リスクが低いのであれば、ワクチンを打つことによる発熱とかいった副反応を避けたいとか、接種しても感染するのであれば、そういう接種する意義に疑問を感じてしまうというようなことから接種をしない、あるいは感染状況の推移の様子見をしている方が多いというふうに考えているところでございます。

現在、本県の状況としましては、全国で接種率は15位と。3回目接種も、もう50万人超えましたので、今1日2万人の県民の方がワクチン接種のほうをしていただいていますので、4月末までの対象者が123万人いらっしゃいます。引き続き、市町村と連携しまして、4月末までには、対象者の9割の方が接種が終わるように進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○内野幸喜委員 接種率が上がってない、いろんな複合的な要因あると思います。確かに課長おっしゃったように。ただ、接種したいという方がスムーズに受けられるように、自治体とも連携しながらやっていただきたいというふうに思います。

○池田和貴委員 関連していいですか。

すみません、ちょっと関連して、今の内野委員がおっしゃったように、3回目の接種は

やはり進めていくことが社会的な要請だと思うんですね。やっぱりその意義ですとか、いろいろな情報を県民の皆さん方にお知らせをして、県民の皆さん方が、やはり打ったほうがいいなと思っていただくようにしていくことが大事だと思うんですよ。

そのときの情報の出し方についてなんですけど、先ほど薬務衛生課長のほうから、新聞や広告とかテレビなんかでもよく取り上げられていますけど、いわゆる世代間によって情報の受け取る先がやっぱり今変わってきているんですよね。私たち政治のところでも、いわゆるZ世代と言われる、いわゆる若い人たちは、いわゆる公共放送とかは見の人がやっぱりかなり少なくなってきて、年齢の高い方々は、テレビ、新聞とかそういったところで情報を受け取られるんですが、もうそういったものをあまり見られない方も増えてきているということなので、やっぱりその情報の提供の仕方、そこはやっぱりいわゆるデジタル化の進展と合わせて、今までの従来の方法だけではなくて、やはりそこも考えていく必要があると思うんですが、それについては何かお考えとかその辺はありますでしょうか。

○樋口薬務衛生課長 若者向けにということで、SNSを使ったりとかして、あらゆるそういう媒体を活用して情報提供のほうは行っていきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 じゃあ、すみません、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

○内野幸喜委員 10ページのところの、これは健康福祉政策課、保健所費、これは、今新型コロナウイルス感染症の対応で保健所の業務って非常に大変だと思います。これを見ると、前年度比マイナス8,000万なんです。むしろやっぱりここは上がってもいいのかなという気がしました。

それともう一つ、今度は、次のページでいくと、これは健康危機管理課なんですけど、予防費のところ、新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業っていうのがあって、13億あります。ここは、予防費は、前年比84億増えています。こういったところで何かこうしているのか、ちょっとその辺をお聞かせいただければと思います。

○椎場健康福祉政策課長 10ページの保健所費の内容の件でございますけれども、こちらは、右側の説明欄にございますとおり、職員の給与費と保健所の管理運営費としまして、通常のいわゆる施設設備だ当たりの維持管理経費をここに計上しております。したがって、先ほどのコロナのような事業を基に保健所の対策を強化していく分については、それぞれの各費目のところで計上されておりますので、先ほど申しましたコロナ対策の保健所強化につきましては、健康危機管理課のほうで計上されておることでございます。

○内野幸喜委員 分かりました。

○池田和貴委員 ちょっといいですか。すみません、関連してなんですけれども、今椎場課長のお話で分かりました。

ただ、皆さん方は、やっぱりその課とか、その事業についての御説明をされているんですが、一般からすると、やっぱり保健所の業務が非常に大変だという話がいろんなところで出ているわけですね。そうすると、今内野委員がおっしゃったように、ここでいきなりやっぱり8,000万減額という話になると、今改めて説明を聞くと、そうなのかなという思いはあるんですけども、そういうことを考えると、やっぱり説明の仕方は、ここはこうすることでマイナスになっていますが、必要な部分については後ほど各課のほうでとか、

その辺の説明の仕方はやっぱり工夫が要るんじゃないかな、社会のことに関して言うと、やっぱりそういう説明の仕方はちょっと工夫が要るんじゃないかなと私は感じましたので。そこは、今後、これはこれだけじゃなくて、今社会的に話題になっているところについては、やっぱりもう少し広めに加えて説明をしていただくように、執行部の皆さん方をお願いをしたいというふうに思います。

ただ、私は思うんですけども、保健所の機能って、今回コロナウイルスの件で大変だということでクローズアップされましたが、現実には、広域本部とかの保健所を見ても、今度のアサリ偽装なんかの調査なんかも保健所が担うんですね。いわゆる食品関係も含めて業務非常に多様化されてきてますので、本当に、従来のように、こうやって基本的なところだからといって下げているのかなと私自身はちょっと今感じているところでありますので、今回の予算についてはですね。そのほか、多分いろいろお考えがあるんだろうというふうに思いますが、根本的なところ、やっぱり保健所全体の機能、やっていることに対して見直していくことも必要じゃないかという、これは私の考え方を皆さん方にお伝えをしておきたいと思います。

○沼川総括審議員 御発言ございまして、ちょっとこの保健所費は、先ほど冒頭で椎葉課長からも御説明しましたが、保健所の職員給が1月1日時点にいる職員を基に算定で、退職者を除くというやり方をやっております。

ちょっとどういうふうになっているか、そこは細かいのはあれですけども、下の保健所管理運営費は昨年当初1,900万ぐらいですので、管理運営費自体は増額になっておりますので、ちょっとその辺説明も何もなかったもので、何かもうあたかも減額になったように見えますが、人件費の影響が大きく出ている

のかなというふうに認識しております。

○椎葉健康福祉政策課長 すみません、今沼川総括おっしゃったとおりでございまして、先ほど申しましたとおり、この職員数については、本年の1月1日時点の職員数と給与額に基づいて計上しております。

昨年度から比べますと、人件費のほうが大きく減少しております。これは職員の年齢層が若返ってきているというようなことがございましてこういった形になっております。したがって、この中で大きく何かを減額したという形ではございませんので、いわゆるルールに基づいて算定をしたという形になっております。

○池田和貴委員 ありがとうございます。今そうやって御説明していただいて、なるほどなと私は腑に落ちました。こういう説明を、やっぱり非常に社会の皆さん方が興味あるところについては、やっぱりそういう説明の仕方をぜひ心がけていただければ大変ありがたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きよろしいですか。

私が聞きたいのは、これもちょっと、部には、またがってすみません。これは、22ページの高齢者支援課のほうの看護・福祉職員等の処遇改善費、これはいわゆる経済対策で、政府のほうから人件費を上げるということだったと思うんですが、この老人福祉費全体の財源構成はあるんですけども、この処遇改善についての財源構成どうなっているのか、ちょっと教えていただきたい。全額国費で賄えるのか、県費も入れなきゃいけないのか、その辺ちょっと知りたかった。

○篠田高齢者支援課長 全額国費、10分の10でございまして。

○池田和貴委員 はい、分かりました。ということは、ほかのやつもそうだというふうに思いますので、県の財政に影響与えなくて国がちゃんと責任持ってやってくれていることが確認できればいいと思います。

すみません、引き続きお願いします。

今度は、44ページの子ども未来課、「くまもとスタイル」結婚推進事業が出ています。これは、今回、私、一般質問でも取り上げましたが、やはり日本の場合は、いわゆる出産というのは、もう結婚された方々がほぼ90数%ということなので、こういう社会的な認識だとかそれ以外が変わらないと、なかなか結婚と出生数の関係というのは変わらないと思うんですね。

やっぱり自然増、自然減が進んでいっているということであるので、これは私、非常に大事なことだろうし、以前は、こういう結婚のような個人的なことを、いわゆる公共、県費でやるのはどうかという議論もありましたが、やはりコロナ後に向けて、特に人との接触をやっぱり控えてくださいというふうな形で感染症対策をお願いをしてた関係で、なかなか出会う機会とか、そういったのが減ってきていると思うので、ぜひこの辺はやっていただきたいと思うんですが、これはそういう意味での——すみません、要望にしたいと思います。

すみません、もう1点いいですか。

今のすみません、要望です。そういうこと、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あと、58ページ、今度は子ども家庭福祉課なんですけど、子ども食堂について、5番目と6番目で予算が計上されていってます。子ども食堂自体は、非常にそれぞれ目的を持ってやられて各地域で増えてきています。これは、民間の方々がそれぞれ頑張っていたいて、これはやっぱりその地域にとって非常に必要なことで、行政がやらなくても民間の方々が自発的にやられてきていることで、こ

れを支援していくことってすごく大事だというふうに思うんです。

その中で、結局、これも都市部と地方、私のような田舎の天草とか、そういったところでちょっと困っているのは、結局、運営費が、やっぱり皆さんそんなに潤沢にあるわけじゃないので、食材費とかそういうのは寄附に頼っていらっしゃるんですね。そうすると、個人的な寄附もありますけれども、いわゆるフードバンクみたいな、各企業からそういう食材を預かって、こういう子ども食堂やそのほかのところに分配されているというのがあるんですけど、これは、いわゆる都市部には結構フードバンクってあるんですが、地方には、これ、フードバンクってなかなかないんですよ。

この子ども食堂とかの機能が地域にとって必要であれば、やはりこのフードバンクも併せて、各広域本部に1か所ぐらいは設置できるようにしていったほうが、この子ども食堂とかの民間のそういうボランタリー的に自主的、自発的にやっていただけるような活動を支援することになる、そういう循環になるんだと思うんですけども、そういうフードバンクとかについては、県として、市町村も併せてなんですけれども、何かそういう支援策というのはないんでしょうかね。フードバンクつくったりとかそういうのがですね。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

フードバンクにつきましての御質問ということだったと思っております。

今県のほうの全体の体制としましては、環境生活部のほうで、食品ロスの削減という形で取組を今進められております。

その中で、今フードバンクのお話がありました。そちらについては、例えば、農林水産省とかのいわゆる支援の事業等もあるようでございますので、今健康福祉部のほうでは、

子ども食堂を中心という形で運営しておりますけれども、フードバンクにつきましても、今実際に関係している、いわゆるフードバンク事業を行っている団体とのいろんなお話をお聞きしたりとかをしておりますので、今後、環境生活部とも連携を取りながら、必要な対応等について検討していければなどというふうには思っております。一応両課で今連携して対応しているというふうな状況でございますので、今後検討していきたいと思いません。

○池田和貴委員 はい、分かりました。それを聞いて安心しました。ぜひ連携を深めて、お互いが有効に結びつくような形に事業を構築していただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかにございますか。

○西聖一委員 79ページ、医療政策課にお尋ねいたします。

（「まだ説明してないでしょう」と呼ぶ者あり）

○西聖一委員 失礼いたしました。

○池永幸生委員 条例のほうで1つお尋ねしたいんですけれども、民生委員さんの定数のことが載っております。家屋の増減とか面積にのっとってもあるかもしれませんが、やはりこれは社会全体で高齢化率が今高くなっているんですね。高齢化率が高くなると、民生委員さんたちの仕事が増える、そうではないかと思っております。成り手がないうのが本当の実情ではなからうかなと。一般質問でもやらせてもらったんですけれども、増えたことはありがたいけれども、本当に成り手があるのか。

それともう一つは、高齢化率が高くなって、それを迎えることによって果たしてこの

定数でいいのか。以前は、民生・児童委員さんと言ってたんですけれども、これは民生委員さんに変ったんですかね、併せて。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

民生委員の定数につきましては、一応国のほうで基準というのがあって、それを参酌しながら、市町村長の意見を聴いて、県のほうで市町村ごとに定めるような形になっております。ですので、市町村の考え方として、また、御発言があったように、高齢化率とか実際見守りの対象者が増えているということで、今回、全ての市町村で増員の希望があったところでございます。

一応我々が実際ヒアリングをするときに、数を増やしてはいいけれども、欠員になっては困りますので、必ず次の大体当てがあるかどうかというのを確認した上で、ヒアリングで最終的に決定をしていくような形になっておりますので、一応今回増えるところにつきましては、ある程度めどが立っているというふうなことになっております。

あと、民生委員と児童委員の関係につきましては、一応民生委員と児童委員、兼務といえますか、兼ねるような形になっておりますので、当然児童委員も増えるというふうな形になっております。以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○城戸淳委員 お疲れでございます。

50ページ、よろしいでしょうか。乳幼児の医療費、いわゆる子供医療費のことで一般質問させていただきましたけれども、ちょっとこのことに質問をさせていただく前に、子育て支援として、先ほど、新たに来年度されます、48ページ、これは母子衛生費の中の先天性のやつ、新スクリーニング検査ということで、これは都道府県の中で初めてということ

で、非常に私もこれは感心をしているところでございます。これはもう内容的には分かったんですけども、あと、1つの、新たにされるのが、45ページの(11)、放課後児童クラブ利用サポート事業について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これは、低所得者に対して今回は利用料の補助を行うということでございまして、もともとこれは、児童クラブのサポート事業は、国、県、市、多分本人さんがあると思いますけれども、その割合というのはどういう形で今なっているんですか。ちょっとそこをお聞きしたいと思いません。

○坂本子ども未来課長 まず、放課後児童クラブの費用につきましては、基本的な経費というのは国と県と市町村で3分の1ずつ担って運営を行っていただくという形でございます。

ただ、利用料といたしまして、市町村によってそれぞれなんですけれども、おおむね大体5,000～6,000円というところ、いろんなおやつ代とかそういった部分で差異はありますけれども、やはり月に5,000円から多いところで7,000円とか、そういったぐらいは1人につき頂いて運営をしていただいているという状況でございます。

○城戸淳委員 それでは、今回の新しいこの制度に関しては、低所得者ということで、非課税の方ですかね。

○坂本子ども未来課長 我々として今考えておるのは、非課税世帯も当然含みますけれども、学校のほうで就学援助という制度、給食費等が無料になる制度、その世帯の方までを対象に低所得者という整理で市町村に実施していただく予定でございます。

○城戸淳委員 ということは、その低所得者

の負担は、県が補助することによってかなり軽減されるというか、どういう形なんですか。

○坂本子ども未来課長 上限を5,000円までは見ようと。それを市町村と県で2分の1ずつということで設定を予定しております。

○城戸淳委員 はい、分かりました。子育ての支援策ということで、新たにこの2つ加わってされるということで、非常に私も期待をしているところでございますけれども、冒頭の子供医療費について、ちょっとお話をさせていただきたいと思えますけれども、もともと多分恐らくいろんな議論をされていると思います。恐らく各市町村からの要望というのは実際にあっているんですかね。

○坂本子ども未来課長 城戸委員おっしゃるように、これまでもいろんな形で議論してきました。自治体からも個別に御相談を受ける場合もありますし、町村会等から最近御要望を受けている場面もございます。

○城戸淳委員 私の一般質問のときの答弁の中で、1つちょっと私気になることがあるんですけども、もともとこれが、国がこれを制度として行えば、恐らく全国平等にある程度子供医療費になると思うんですけども、結局、国にいろいろ要望されているということとを答弁の中でされましたけれども、そこにはやっぱり水準が全国的にばらばらだから、国に今要望しているという話でございましてけれども、もともとの熊本県も、市町村、今ばらばらなんですよね。だけん、私が思うには、まず、県がばらばらの水準をした上で国に要望するのは、流れが普通そうなのかなと思って、ちょっとそこは気になる場所ですけども、その見解はどうなんですか。熊本県のばらばらはそのままにして国に要望

するという形で、ずっと今からいかれるんですか。

○坂本子ども未来課長 当然、県内市町村においても、例えば、中学校まで、高校までされているところもございます。その現状でございます。委員おっしゃるように、やはり子育てという中で医療費という問題は、少子化対策あるいは出生数増を考える中では、当然子育て支援を拡充していかなければならないという認識は、子ども未来課、健康福祉部としても持っているところでございます。

その中で、どういった形でやっていくかというのは、県としても、例えば、それをどうやるかという、財源が必要になって、非常にこれは大きな財源でございます。そういった部分、あるいはどこまでがその基礎的な福祉的な全国的な部分、あるいは市町村として移住、定住も含めましたプラスアルファ、そういった部分、あるいはほかにも負担を軽減すべき少子化対策としてないのか、そういったものを全体として考えさせていただきたいと思っております。

もちろん、その議論を止めるということではなくて、少子化対策の在り方全体の中で、ちょっと答えとしては曖昧になっておりますけれども、引き続き考えさせていただく課題かと認識しております。

○城戸淳委員 ありがとうございます。このことに関しては、恐らく市町村、住民の方は切実な思いで、やはりこのことに関しては要望もされていると思うんです。ただ、私も医療費に関しては、全く無償ということのスタンスじゃないと。やっぱり少しはいただいて、自己負担というか、そこはあってもいいのかなということで、ただ、拡充はやっぱりしてほしいな、というのが、市町村が、やっぱり熊本県内、高校まで全てがそういうスタンスでいけば、そこには少しお金を取ってい

いと思うんです。ただ、高校まではある程度見てくれと、少しは負担をしてくれということでもいいのかなと思うんです。

これに関しては、恐らくいろんな議論が今までされている中で、先ほども言った、定住促進も非常にこれは兼ね合いが強いもんだから、この辺も兼ね合わせていただいて、再度、また引き続き議論をしていくように要望して、お願いしたいと思います。以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 1点いいですか。すみません。

予算の中身というよりも、この目とかありますよね。これは子ども家庭福祉課のところで、例えば57ページ、目名、母子福祉費とありますけれども、母子、父子とかというのを独り親家庭とかと呼称が大分変更してきているんですね。以前、例えば寡婦とかというのは、もう戦後のときであって、今大分状況が変わってきています。熊本県母子寡婦協議会も、今、熊本県ひとり親家庭福祉協議会と名称変更になってきているんですよ。

この目名は、何かこれは昔のままみたいなイメージなんです。ここだけ見ると。ほかのところと合っていないんですよ。これは全部ひとり親対策費とかひとり親家庭等相談事業、ひとり親家庭等学習支援交流事業とか、だから、この辺をちょっと、今すぐ可能かどうかというのは私分らないです、県庁内の組織の中のことで。この辺ちょっと検討していただければと思います。要望です。

○藤川隆夫委員 56ページの子ども家庭福祉課の中に、児童扶助費の中の1番に里親委託の話が出てますので、ちょっとそれに関してお尋ねしたいと思います。

県としても、里親の委託を今進められてい



るといふふうに考えておまして、その中で、実は里親に預けられた後に、実はその関係が破綻しているというふうな新聞報道等も見られております。その割合が約2割ぐらいあるというふうな話も見ておりますけれども、熊本県においては、そういうような破綻した例というのはどの程度あるのかというのをまず教えていただければと思います。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課です。

今藤川議員から御質問いただいた件でございますけれども、たしか読売新聞か何かの調査でそのような記事があったかと記憶しております。

当該調査におきましては、熊本県からも回答しております。たしか令和2年度かどこかの状況だったかと思います。その時点におきましては、熊本県内においては、そういう不調になったというケースはなかったというふうに児童相談所のほうからは聞いているところでございます。以上でございます。

○藤川隆夫委員 熊本県では不調はなかったという話ですけれども、基本的にこれは追いかけていかないと、恐らく分からない部分があるかと思えます。だから、里親に行ったらけれども、結局ある程度大きくなって、里親と離れて、自分で自立して生活している人も当然いるでしょうし、その手前の場合というのが今までないという話ですけれども、これが出てきた場合に、そのフォローというのを一体どこがやっていくのか。県行政がやるのか、あるいは最初入った養護施設がやるのか、様々なパターンがあるかというふうに思いますけれども、早期に破綻した場合の対応というの、現時点のうちにやっぱり考えておく必要があるかというふうに考えておりますので、まず、現時点でないという話でほっとしましたけれども、今後当然出てくる

可能性もあるし、その後のフォローというのをやっぱりきちっとやっていかないと、事業として私は成り立たないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時39分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループの健康福祉部4課及び病院局について、付託議案の審査を行います。

まずは、健康福祉部から説明をお願いいたします。

なお、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

また、本日の委員会は、インターネットで中継しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第40号から説明をお願いいたします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

74ページをお願いします。

令和4年度当初予算について、主な事業を御説明いたします。

公衆衛生総務費では、66億297万円余をお願いしております。

説明欄2、保健医療推進対策費、(2)小児医療対策事業ですが、まず、小児救命救急センターを担う熊本赤十字病院への運営費に対する助成でございます。

次の子ども医療電話相談事業については、

いわゆるシャープ8000と周知しておりますが、夜間、休日にご子供が発病し、救急車を呼ぶかどうか迷う場合の相談先として、県医師会に委託し、小児科医または看護師が電話で対応を行うものでございます。

なお、令和2年度の電話相談件数は1万6,600件となっております。

次に、(3)医療施設等施設・設備整備費は、救急医療等の政策医療を担う医療機関の施設・設備整備費に対する助成です。

要望調査を行いまして、令和4年度は、施設整備は7施設、設備整備は18施設で取り組む予定でございます。

75ページをお願いします。

説明欄、(4)医師確保総合対策事業は、医師確保対策に要する経費でございます。

主な2つの事業を御説明しますと、1点目、地域で求められる総合診療医の養成や知事が指定した県内15の地域医療拠点病院の医師派遣、人材育成を行う熊本大学病院への医師28人分の寄附講座の設置、2点目、将来の地域医療を担う医師を確保するため、卒業後、通常9年間、この期間を義務年限と言いますが、知事が定める地域の医療機関での就業を条件に返還を免除する修学資金の熊本大学医学部、地域枠等の学生38人への貸与等となります。平成21年度から開始しましたこの修学資金貸与により、令和4年度の義務年限地の医師は56人となる見込みでございまして、それぞれ地域の医療機関等で勤務をいただく予定です。

次に、(5)自治医科大学経常運営負担金は、医師不足地域に勤務する医師を養成するために、全都道府県により共同で昭和47年度に設置した同大学への負担金でございます。

本県大学の入学定員は、2人または3人でございまして、令和4年度の在学学生は、16人の予定です。

なお、自治医科大学卒で令和4年度の義務年限中の本県医師は、21人となる見込みで、

それぞれ僻地診療所等で勤務いただく予定となっております。

76ページをお願いします。

説明欄、(8)ヘリ救急医療搬送体制推進事業は、熊本赤十字病院のドクターヘリ運営費に対する助成でございます。

平成24年1月に運用開始したドクターヘリは、主に現場救急を担い、令和2年度の出動件数は503件に上り、防災消防ヘリ「ひばり」と連携しまして、地域の重篤患者を搬送し、多くの命を救うとともに、後遺症の軽減に貢献しております。

次に、(10)地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、県医師会が行うくまもとメディカルネットワークの構築に要する経費に対する助成です。

この事業は、平成26年度に運用開始しておりますが、本ネットワークへの参加県民数は、本年1月末現在6万6,062人、参加医療機関等は748施設となっております。

このネットワークでは、参加県民の診療、調剤情報を専用のサーバーでバックアップを取っておりますので、災害時にカルテやお薬手帳を喪失した場合、受診歴のない医療機関へ救急搬送された場合にも迅速に参加県民の診療情報が参照できます。実際に、令和2年7月豪雨の際にもその効果を発揮したところでございます。こうした効果を高めていくために、引き続き、県医師会、熊本大学病院と連携し、未参加の県民や医療機関等に参加をお願いしてまいります。

なお、令和4年度の予算には、待ち受けとして、191施設分の構築に要する経費を計上しております。

77ページをお願いします。

説明欄、(13)病床機能分化・連携推進事業は、医療機関が行う地域医療構想に基づく医療機能の再編のための計画策定や必要な設備整備、調査研究費などに対する助成です。

高齢化が進み、回復期の医療ニーズが高ま

りますので、本事業により、回復期医療の充実や急性期10日の回復期医療への転換を進めてまいります。

次に、(14)病床機能再編支援事業は、医療機関が地域医療構想に基づく将来の医療需要、すなわち入院患者数の減少等を踏まえまして、自主的に過剰な医療機能の病床再編や病床減少を行わせる助成でございます。

令和4年度は、待ち受けとしまして、180床分の助成を見込んでおります。

78ページをお願いします。

説明欄、(15)産科医・新生児科医等確保事業は、医師の全体数は徐々に増えていく中、特に確保が難しい産科医等の確保に向けた取組、診療科偏在の是正に向けた取組となります。

医療機関が支給する分娩手当の助成とありますが、分娩を行った産科医の処遇改善として、手当を支給する25医療機関への助成でございます。

次の熊本大学病院が行う県外産科医等のリクルート活動経費の助成とは、令和元年度に策定しました熊本県医師確保計画に基づき、産科医等を増加させるため、比較的産科医等が多くおります首都圏等の県外医師を本県へ移すため、令和2年度予算から事業化しております。

次に、3、母子医療対策費・周産期医療対策事業は、周産期母子医療センターを担う熊本市民病院、福田病院の運営費に対する助成等です。

この助成に当たっては、令和4年度から国庫補助基準額の上限額が、民間病院の3分の1と低く取り扱われている公立病院の熊本市民病院に対しまして、安定的な周産期医療を提供いただくよう、単県費で1,500万円の上乗せ助成を予定しております。

79ページをお願いします。

予防費は、新型コロナ対応の経費となりまして、399億4,086万円余をお願いしております。

す。

1、感染症予防費、(3)新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業は、コロナ患者を受け入れる医療機関の人工呼吸器等の設備整備に対する助成でございます。

次に、(4)新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、いわゆる空床補償でございます。

受入れ病床確保後、入院患者が不在の期間、すなわち空床の期間に見合いの額を支払うものでございます。その額につきましては、1床1日当たり、ICU病床の場合は30万1,000円、一般病床の場合は7万1,000円となります。令和4年度予算の積算上、現時点の最大確保病床が825床あることから、これまでの実績を踏まえ、1年のうち6割程度は空床となると見込んで積算しております。

80ページをお願いします。

説明欄、(6)看護・福祉職員等処遇改善推進事業（看護分）は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入引上げに要する経費、金額にしまして月額1%程度、1人当たり約4,000円の引上げ経費に対する助成でございます。

対象医療機関の要件は2つございます。1点目が、診療報酬において、救急医療管理加算を算定していること、2つ目、令和2年度1年間における救急搬送件数が200件以上あることとなっております。

この要件に該当します県内の病院は44ございます。この44病院に所属する看護職員数合計は、令和3年7月1日現在、1万166人となります。また、補助対象期間は、令和4年2月から9月までの8か月間となりまして、10月以降は診療報酬で措置されるというふうに国の説明はなっています。現時点で、本事業の実施については、44病院のうち40病院が実施予定であり、残り4病院が検討中という報告を受けています。

最下段の医務費では、1億5,793万円余を

お願いしております。

81ページをお願いします。

説明欄2、へき地医療対策費では、12の僻地診療所と4つの僻地医療拠点病院を対象に、(1)では運営費に対する助成、(2)では設備整備に要する経費に対する助成でございます。

次に、3、歯科行政費については、82ページをお願いします。

説明欄、(2)障がい児・者歯科医療提供体制強化事業は、主なものとしまして、県歯科医師会が、県口腔保健センターにて行う障害児者への歯科診療に要する経費に対する助成でございます。

県口腔保健センターには、常勤の歯科医師1名、歯科衛生士2名を配置しまして、週5日開業しております。令和2年度の診療実績は3,541件となっております。

次に、保健師等指導管理費では、5億8,230万円余をお願いしております。

説明欄1、看護行政費、(2)看護師等養成所運営費補助事業は、県内11の養成所の運営経費に対する助成でございます。

本事業は、平成26年の助成から、看護学生の県内定着の一層の促進を目的に、県内就業率70%以上の養成所には調整加算を行うインセンティブ項目を設けております。この効果といたしまして、助成対象の11養成所の全体の県内就業率は、平成26年度の79.8%に対し、令和2年度は83.4%と、3.6ポイント増となっております。

83ページをお願いします。

説明欄2、看護師等確保対策費、(1)看護職員確保総合推進事業は、看護職員のキャリアアップ支援等に要する経費でございます。

令和4年度の新たな取組として、地域医療を支える看護職の資質向上を目的に、熊本大学病院と知事が指定する15の地域医療拠点病院間の看護職相互研修等を通じたキャリア形成支援を行うため、熊大病院看護部内に県看

護職キャリア支援センターを設置いたします。令和4年度は、熊大病院と総合研修を行う地域拠点病院は3病院を予定しており、地域拠点病院から各1人ずつ計3名を熊大病院へ、熊大病院から地域病院へ各1人ずつ計3人をそれぞれ派遣します。

この事業により、研修参加看護職が自施設では学べない分野、領域の看護を学ぶことで、本人のスキルアップだけではなく、院内、さらには地域医療に貢献いただくよう取り組んでまいります。

次に、(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための経費となります。

県医師会に委託しております医療勤務環境改善支援センターの運営費、医療機関が行う勤務環境改善の取組に要する経費、例えば、院内保育所の運営費や勤務の負担軽減のため、医療クランク等を雇用した場合の経費等に対する助成になっております。

以上、最下段のとおり、医療政策課の令和4年度当初予算の合計は476億1,487万円となります。

最後に、84ページをお願いします。債務負担行為の設定です。

医師修学資金貸付につきましては、先ほど御説明いたしました。将来の地域医療を担う医師を確保するため、熊大医学部の地域枠で入学した学生に対し、卒業までの通常6年間、入学金、授業料のほか、生活費相当額として月々7万5,000円を貸与するものです。金額にしまして、6年間で1人当たり889万円余となります。

今回の債務負担行為では、令和4年度の地域枠入学定員8名分の2年生から6年生までの間に貸与する貸付金を計上しています。

医療政策課の説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○池永国保・高齢者医療課長 資料の85ペー

ジをお願いいたします。

国民健康保険指導費で75億8万円余を計上しております。前年度比で1億8,782万円余の増となっております。

主な事業について御説明いたします。

説明欄をお願いします。

まず、3、国民健康保険制度安定対策費の国民健康保険保険基盤安定負担金でございますが、これは、市町村国保の財政安定化を目的として、市町村が低所得世帯に対して行う保険料(税)の軽減等に要する費用の一部を県が負担するものでございます。

続きまして、5、国庫支出金返納金でございますが、これは、4、国民健康保険広域化等支援基金積立金とも関連しますが、令和4年度をもって国民健康保険広域化等支援基金を解散するに当たり、基金造成時に受け入れた国庫支出金を国へ返納するもので、増額の主な要因となっております。

ページをめくっていただいて、86ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で306億4,514万円余を計上しております。前年度比で15億5,456万円余の増となっております。

増額の主な理由は、説明欄2の後期高齢者医療対策費について、団塊の世代の加入により、後期高齢者被保険者数が増加することに伴い、(1)の後期高齢者医療給付費負担金のほか、(2)、(3)の県の法定負担金が増加するためでございます。

87ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金で114億9,969万円余を計上しております。

これは、国民健康保険法に基づく県の法定負担金として、一般会計から国保特別会計へ所要額を繰り出すものでございますが、算定対象となる財政安定化分の増額に伴いまして、前年度比で9,521万円余の増を見込んでおります。

以上、一般会計予算としまして496億4,492

万円余を計上しております。

国保高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の88ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費で68億270万円余をお願いしております。前年度比で35億4,298万円余が増額になっておりますが、これは、2の軽症者等療養支援体制整備事業が主な増額の要因となっております。

主な事業について御説明いたします。

まず、説明欄2の衛生諸費でございます。

軽症者等療養支援体制整備事業は、現在1,335室を確保しております新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な施設の運営費等に要する経費で、40億606万円余を計上しております。

次に、説明欄3の健康づくり推進費で4億1,241万円余を計上しております。

主なものとしましては、(1)の健康増進計画推進事業は、第4次くまもと21ヘルスプランに基づきます啓発事業など、県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(2)の健康づくり等実態調査事業は、令和5年度に策定作業を進めます次期健康増進計画策定に向けて実施する県民を対象とした実態調査に要する経費でございます。

続きまして、89ページをお願いいたします。

(4)の糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症や重症化予防のため、熊本大学病院が行います医療スタッフの養成や2次医療圏ごとの保健医療提供体制の整備に要する経費についての助成でございます。

(6)の歯科保健推進事業は、新たに設置します市町村への指導助言や人材育成を行います熊本県口腔保健支援センターの運営及びフッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の

歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費で  
ございます。

90ページをお願いいたします。

(9)のがん診療施設設備整備事業は、がん  
診療連携拠点病院が行いますがん診療設備整  
備で、9か所の医療機関を予定しておりま  
す。

(10)のがん診療施設設備整備事業は、がん  
診療拠点病院が行いますがん診療に必要なが  
ん診療等の改修に伴う施設の整備に要する経  
費でございます。1か所を予定しておりま  
す。

91ページをお願いいたします。

(11)の緩和ケア提供体制発展事業は、熊本  
大学病院が行いますがん診療拠点病院や在宅  
医療を担います緩和ケアに要する人材育成や  
医療機関ごとの連携体制整備に要する経費に  
ついての助成でございます。

(12)のがん相談機能発展事業は、がん相談  
員を対象とした研修実施やがん患者の支援体  
制整備に要する経費で、熊本大学病院のほう  
に委託をしております。

92ページをお願いいたします。

(14)のがん患者妊よう性温存治療費助成事  
業は、がん患者ががん治療によりまして妊娠  
する力や維持する力が低下する可能性がある  
場合に、卵子等の凍結保存等の治療を受ける  
際に要する経費の助成でございます。

93ページをお願いいたします。

説明欄4の栄養指導対策費で2,311万円を  
計上しております。

(3)の県民健康・栄養調査事業は、令和5  
年度に改定作業を予定しております次期健康  
増進計画の基礎資料となります栄養摂取状況  
調査等の健康栄養調査の実施に関する経費で  
ございます。

説明欄5の原爆被爆者健康診断費は、原爆  
被爆者及び被爆二世の方の健康診断に要する  
経費でございます。

94ページをお願いいたします。

6の原爆被爆者特別措置費は、放射能の影  
響で病気等の状態にあられます原爆被爆者  
の方に対する手当等の支給を行うものでござ  
います。

7の難病対策費です。

(3)の熊本県神経難病診療体制強化事業  
は、熊本大学病院が設置しています神経難病  
診療センターを通じた診療連携体制の構築や  
人材育成に要する経費についての助成ござ  
います。

95ページをお願いいたします。

上段の予防費につきましては1,375万円余  
をお願いしております。

説明欄1のハンセン病事業費は、ハンセン  
病に対する正しい理解の啓発や、ハンセン病  
患者、ハンセン病回復者の方やその御家族の  
社会生活に関する相談支援を行います県ハン  
セン病問題・相談支援センターの設置、運営  
に要する経費でございます。

続きまして、下段の国民健康保険事業特別  
会計繰出金で2億9,600万円余をお願いして  
おります。

これは、市町村が実施します特定健診等  
の実施に必要な経費について、国保特別会計へ  
繰り出しするものでございます。

以上、健康づくり推進課としまして、一般  
会計予算として、71億1,249万円余をお願い  
しております。御審議のほどよろしく願  
いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございま  
す。

説明資料の96ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、32  
億2,541万円余をお願いしております。

右の説明欄1、衛生諸費は、新型コロナウ  
イルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うた  
めに必要な宿泊施設の借りに要する経費  
でございます。

次に、2の保健医療推進対策費ですが、(1)の移植医療推進普及啓発事業は、移植医療の推進を図るため、県臓器移植コーディネーターの設置に要する経費でございます。

(2)の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、県内の臓器移植院内コーディネーターの養成に要する経費でございます。

97ページをお願いいたします。

上段の生活衛生指導費で3,438万円余をお願いしております。

右、説明欄1、生活衛生対策費ですが、(1)の生活衛生環境確保対策事業は、県民の日常生活に関係が深い理容所、美容所、旅館等の生活衛生関係営業施設の許可や監視指導等に要する経費でございます。

(2)の住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に基づく事業者からの届出の受理、指導監督等に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行います生活衛生営業振興事業に要する経費について助成するものでございます。

次に、98ページをお願いいたします。

薬務費で1億111万円余をお願いしております。

右の説明欄の2、薬務行政費ですが、(1)の薬事許認可事業は、薬局等の開設、医薬品や医療機器等の製造販売に関する許認可事務及び薬局機能情報システムの運営等に要する経費でございます。

次のページの(4)の医療物資供給支援事業は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関等にマスクや消毒液等の医療物資供給及び備蓄に要する経費でございます。

(6)の薬事試験実施事業は、事業としては新規ですが、毎年度実施しております登録販売者試験及び毒物劇物取扱者試験に係る事務に要する経費をまとめた事業でございます。

(7)のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化及

び普及啓発事業は、これも事業としては新規ですが、これまで実施してきた在宅訪問薬局支援体制強化事業を拡充するもので、県薬剤師会が行うかかりつけ薬剤師、薬局を推進するための薬局の機能強化及び県民への普及啓発について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

次ページ、(8)の骨髄移植ドナー助成支援事業は新規事業で、市町村が行います骨髄移植ドナーへの助成事業に要する経費について助成を行うものでございます。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、総額で34億6,696万円余をお願いしております。

薬務衛生課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第54号の説明をお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

同じ資料の103ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険運営費で1,921億410万円を計上しております。前年比で27億4,956万円余の増となっております。

説明欄をお願いします。

主な事業を説明いたします。

まず、1、国民健康保険保険給付費等交付金でございますが、これは、国民健康保険事業として市町村が保険給付に要した費用等について、県から市町村へ交付するものでございます。

続きまして、2、社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、これは、後期高齢者医療支援金をはじめとする社会保険診療報酬支払基金に対する法定の納付金でございます。

最後に、3、財政安定化基金積立金でございますが、本基金は、国保財政安定化を目的として、国民健康保険法に基づき設置しておりますが、基金の運用利息及び令和3年度から繰越金等を積み立てるもので、増額の主な要因となっております。後ほど説明します国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例に基づき積み立てるものでございます。

ページをめくっていただいて、104ページをお願いいたします。

一番下の欄でございますが、国民健康保険事業特別会計予算といたしまして、総額で1,921億410万円を計上しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡健康づくり推進課長 お手元の資料の105ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計分でございます。

説明欄1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病に関する経費や特定健診未受診者の対策のための研修、さらに医療費分析に要する経費でございます。1億7,672万円余を計上しております。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第68号の説明をお願いします。

○池永国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

別冊の説明資料、条例関係、資料17ページをお願いいたします。

議案第68号、熊本県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

条例の案の概要につきましては、ページをめくっていただいて、18ページをお願いいた

します。

今回の条例改正は、令和3年6月に公布された国民健康保険法等の一部改正に対応するものでございます。

1、条例改正の趣旨でございますが、医療水準の変動等に備えて、国民健康保険事業特別会計において生じた決算剰余金を熊本県国民健康保険財政安定化基金に積み立てた上で、必要な場合に取り崩して活用できる財政調整事業を追加することによりまして、国民健康保険財政のさらなる安定化を図っていくものでございます。

次に、2、内容でございますが、国民健康保険事業の安定的な財政運営を確保していくために、必要がある場合に本基金を取り崩し、国民健康保険事業特別会計に繰り入れることができる旨の規定の追加をするものでございます。

3、施行期日でございますが、令和4年4月1日からの施行を予定しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いします。

渡辺病院事業管理者。

○渡辺病院事業管理者 病院局でございます。

今回提案しております議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

当センターでは、昨年度来、精神科専門の対応が必要な新型コロナウイルス感染症患者の入院療養に対応してまいりました。今年度は、感染の流行期には、3つの病棟のうち1病棟をコロナ対応病棟とし、病床を3床から12床に拡大して対応してまいりました。



このことにより、これまでに71人のコロナ患者を受け入れましたが、センター全体では、入院患者数は、昨年度と比べますと1割以上減少しているところでございます。

一方、外来患者数は、デイケアを継続して実施していることから、1割程度の増となっております。

引き続き院内感染対策を徹底しながら、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として、さらには県内精神科医療のセーフティネットとして、しっかり取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案第59号、令和4年度熊本県病院事業会計予算について御説明いたします。

まず、収益的収支では、こころの医療センターの管理運営に要する経費17億1,600万円余、また、資本的収支では、空調設備等大規模改修事業等に係る経費7億7,000万円余、合わせて24億8,600万円余をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございます。詳細につきましては、総務経営課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく御申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課から議案第59号の説明をお願いします。

○杉本総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料をお戻りいただき、予算説明資料の106ページをお願いいたします。

表の左側の収益的収支を御覧ください。

収入につきましては、年間患者数等から算定した医業収入と一般会計から繰り入れていただいております負担金などの17億1,787万円余を見込んでおります。支出につきましては17億1,603万円余をお願いしており、損益は184万円の黒字を見込んでおります。

次に、表の右側の資本的収支を御覧ください。

収入につきましては、企業債と企業債の償還に対する一般会計負担金を合わせた6億5,090万円余を見込んでおります。支出につきましては、7億7,059万円余をお願いしており、収支の差引きは、マイナス1億1,968万円余となりますが、これには例年どおり、過年度分損益勘定留保資金を補填することとしております。

次に、107ページをお願いします。

収益的支出についてですが、右の説明欄を御覧ください。

まず、1の医業費用につきましては、病院局職員の給与費や材料費、経費等、合わせて16億8,092万円余を、2の医業外費用につきましては、企業債借入れの利息等に3,461万円余をお願いしております。

おめくりいただき、次の108ページをお願いいたします。

資本的支出についてです。

説明欄1の建設改良費につきましては、空調設備等の大規模改修事業や器械備品の購入費等で4億9,390万円を、2の企業債償還金につきましては、元金分の償還で2億7,169万円余をお願いしております。

令和4年度は、大規模改修事業に伴い、病院の一部が使用できなくなるため、医業収入の減少を見込んでおりますが、できるだけ効率的な病院運営に努めてまいります。

引き続き、皆様の御理解と御支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

病院局からは以上であります。御審議のほどよろしく御申し上げます。

○橋口海平委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○西聖一委員 先ほどは失礼いたしました。

79ページの医療政策課、そして関連して88ページ、健康づくり推進課、それと96ページの薬務衛生課さんにお尋ねしますが、関連していると思うんですけども、医療政策課のほうでは、医療用ベッドの確保のための予算が大幅に増えているということで、前年度と比較して増えた分はもうそっくりこの部分じゃないかなと、ほかの課もそうですけれども、思うんですが、これは令和3年度、今年度当初のベッド数よりも、令和4年度のほうが当然増えているんだろうと思いますけれども、さらにこの令和4年度ももう少し増やす方向で予算を組んでいるのか、結局、令和3年度の今マックスの状態でキープして、これくらい必要だというふうに捉えていいのか、各部各課共通だと思いますので、よろしくお願ひします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

お尋ねについて、まさに西委員がおっしゃるとおり、増額の主な理由は、空床補償、この新型コロナウイルス感染症の受入れ医療機関の病床確保事業でございます。

令和3年の当初については、当初505床を想定しておったんですが、現在825床ということで320床増えています。その分を見込むとともに、プラスアルファ、プラス50床程度、令和4年度中にもプラスで、年度中途でも増える見込みがあるんじゃないかということで、今回382億余の予算を組ませていただいたということでございます。以上でございます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課

でございます。

軽症者等療養支援体制整備事業についてのお尋ねですが、現在、1,335室確保しておりますが、今年度9月補正で、室数の増加、健康管理体制の強化等も併せまして、9月補正後に40億729万円で計上しておりますが、令和4年度も同等の額で体制を整備しているところでございます。以上です。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課です。

軽症者の宿泊施設ですけれども、今年度は1,000施設を1年間確保できるということで予算を計上しております。

昨年度の要求時には、2施設、2つの施設を1年間確保できる金額で積算しておりましたけれども、実際は年度途中で借換えとか増設しましたので、最終予算的には27.5億円となっております。令和3年度と比較しますと、4億7,000万円増となっております。以上です。

○西聖一委員 療養ベッド数は50床ぐらい増える見込みで予算化すると。宿泊療養施設は現状のままという理解でいいですかね——はい、分かりました。

ちょっと、もう1点いいですか。

宿泊療養施設の場合で、ちょっと最近問題でよく聞くのが弁当の話です。国は、1食1,500円で手当てしているという話ですが、利用された方のいろいろなトークを見ると、非常にそのお金を聞くと見劣りがするんじゃないかというのと、発注も大ざっぱで、大量発注して大量廃棄しているという事例もあります。

それから、実際入られた方が健康な方でも、冷たい弁当はきついのに、お年寄りの高齢の方にとって、この冷たい弁当は意味があるんだろうかという声もあっているようなので、そこもあります。

そして、その食べ残した弁当廃棄物は、当

然、危険な廃棄物なので、一般に捨てるようなごみではないということだそうですが、そこら辺の弁当関係の指導は、県としてはどのように対応されているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

今委員御指摘のとおり、1食1,500円というこの上限で対応しておりますが、本県におきましては、約2週間のメニューを私ども健康づくり推進課の管理栄養士のほうでチェックをいたしまして、全てチェックをしたもので対応しております。

あと、やはりお弁当ですので、野菜不足等もございしますが、野菜不足の場合は、野菜ジュースを配付したりとかして、要は栄養バランスを取っているところでございます。

それと、温かい食事ということで、これは、ホテルのほうに協力を求めまして、ホテルによっては各フロアごとに電子レンジを配置しております。あと、電力の供給と申しますか、供給量の関係から、全フロアに置けないところにつきましては、全て1階のフロアに電子レンジを置いて対応するようにしております。

あと、温かい食事、例えばおかゆでありますとかスープでありますとかは、個食として、必要な方についてはフリーズドライのものを準備いたしまして、お湯で溶かして召し上がっていただくということをやっております。

それと、廃棄の状況ですが、お弁当につきましては、毎日必要量をチェックいたしまして、各業者のほうに発注をしている状況でございます。

それと、問題になっております廃棄後の処理なんです、熊本県としましては、全て感染症廃棄物として対応しております。以上です。

○西聖一委員 丁寧な対応されているということで安心いたしました。熊本県においては、いろんな批判が出ないことを期待して、今の答え聞けば十分分かりますので、よろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 医療政策課の75ページ、医師確保総合対策事業と自治医科大学経常運営負担金ということで、僻地診療とかにも携わっていただけるように、医師確保するために、これはもうずっとやってきまして、そういう方々が今後そういった業務に就いていただくこと、これは私たち僻地を抱える議員としては、非常に心強く思っています。

ただ、僻地医療をやっている皆さん方から、以前いろいろなお話を伺ったときに、やはり義務年限を終えられた先生に残っていただきたいんだけど、これはその先生の御判断で、やっぱり移られる方もかなり多いんだという話がありまして、供給が増えてきても、やはりそういう携わってきた方々が、やっぱり残っていただけないということにも1つ課題があるんじゃないかというふうに思っているんですね。

そういった意味では、こういう供給サイドは、先ほど言った(4)が、以前に比べたら増えましたので、ここからドクターの先生方が勤務していただく数は増えたんですけども、今後、これはどれくらいの方が残っていただけるかというのすごく大事なことなんじゃないかと思うんですけども、そういうことは取り組んでいらっしゃるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいんですけども。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

池田県議のお尋ねということで、義務年限以降も残っているのかという状況でございます。熊大地域枠の修学資金貸与につきましては、まだ義務年限中でございます。大体熊大医局に入っているらしいので、その点については熊大医局の人事の中で動いていくということで、熊本に残っていただけるというふうに認識しています。

一方で、自治医科大学のほうの義務年限につきましては、確かに、令和3年10月の時点では、自治医科大学の先生というのが、全体64人おられたんですが、そのうち36人の残留率ということで56.3%になっています。

ただ、この10年見ますと、18人中14人の方が残っていただいているということで、熊大医局に入られている方も多くなっているということでございますが、引き続き、やっぱり熊本、せっかくもともと熊本出身の方でございますので、引き続き残っていただける環境をつくっていかなくちゃいけないと思っていますので、その点については自治医科大学の先生たち、義務年限中の先生たちと年1回なり、面接、面談もしておるところでございます。先生の希望、どういうところにあるのかと。そこで、熊本の医療で生かす道はないのかとか、そういった部分の取組等しておりますので、当然、職業選択の自由でございますが、引き続き、熊本のほうに残って医療に従事していただけるよう働きかけをしてみたいと思います。以上でございます。

○池田和貴委員 大分残っていただいているようになったということで安心しました。以前は、結構お辞めになられる方が多いという話だったんですけども。

ただ、個人の多様性とか、そういったことを重視する社会になってきて、それはもう普通の人たちもお医者さんも一緒だと思うんですね。あとは、その御家族とかいろいろありますので、もちろん制度的に対応できるとこ

ろと、あと生活面をどうやってサポートしていくかとか、いろいろあるかと思うんですが、それは十分お話を聞いていただいて、また、市町村とも連携して、やはりもともと地域医療とかを目指していただいた先生たちですから、ぜひその先生方が残ってやっていただけるように、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。これは要望でございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 82ページの医療政策課の障害児者の歯科医療提供体制のところをお聞かせいただきたいと思います。

現在、県では、県歯科医師会がやっている口腔保健センター並びに熊大あるいは国立等が中心となって、障害児者の歯科診療やられているというふうに思います。先ほどの3,541件というのは、これは口腔保健センターでやっているやつだろうというふうに考えております。その中で人材育成等もやられているという話がありました。

現実問題として、この障害児者の歯科診療という極めてやっぱり難しい部分があります。場合によっては、麻酔もかけなくちゃいけない状況も出てくるかというふうに思っております。

そのような中で、現在、熊本市内の大きな基幹病院が担っているという状況があるかというふうに思っておりますけれども、普通の一般の診療所も、実は障害児者の歯科診療やりますかというところ、手を挙げているところが200か所以上あるかというふうに思っています。

ただ、やはり採算の問題あるいはその困難さによって、大部分は、先ほど言ったようなところに患者が送られてきて診療しているというふうに考えています。

その中で、現在、県北においては県北病院に歯科診療所ができておりますので、それは

それでいいというふうに思っております。主に今言った熊本市の方々が、先ほど言ったような診療所、歯科、口腔を診るところで使われているというふうに考えておりますけれども、県北に関しては、今言った県北病院がこれから担っていかれるというふうに考えております。

ただ、実は県南のほうにそういうような施設がないというのが現状だというふうに思っております。じゃあ県南の方々はどこへ行けばいいんだという話がありますので、可能であればというか、ぜひ県南の歯科診療の拠点病院、特に障害児者の方ですね、それをぜひ県のほうで頑張るって各自自治体と話をされてつくっていただきたいたいというふうに考えておりますけれども、今後のその考え、見通しというのはどういうふうにお持ちなのかをお聞かせください。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

県南における病院、歯科診療のことだというふうに受け止めました。

確かに、各医療圏には病院が口腔外科とか歯科とか持っているところがほとんどあるんですが、第二の都市八代圏域においてないというのが事実でございます。この点を藤川委員のほうは御指摘されたと思います。

これについては、もう何年も前からそういった構想は持って、八代郡市医師会のほうも熱望されていると、県医師会のほうも、併せて熱望しているということでございます。

実は、今年1月に熊大病院と県歯科医師会、八代郡市医師会と我々も参加しまして、県南の病院歯科の設置に向けての対策会議というのをやらせていただきました。実は、その熊大病院のほうも、やはりそういった問題点、県南地域の難易度が高い歯の治療の方についての拠点じゃないということで、課題ということで、彼らとしては話を聞いたんです

けれども、病院が歯科をつくっていただければ、歯科医師は派遣できますというところまではある、実際、先ほど藤川議員がおっしゃった県北病院もそうですが、実は荒尾市民病院のほうも、今度建て替えに伴って、病院歯科を設けるということで、そこにも熊大病院の口腔外科の先生が派遣されるということで、こういった形で今後県南の病院のほうにアプローチしていこうかというところで、一緒に4者で打合せしておりますので、まずは、地元の合意形成というのがございます。病院歯科といっても簡単にできるものじゃないと、設備整備もかかるという部分がありますので、その点も見極めながら、関係病院とともに、御相談といたしますか、そういったことも進めていきたいなというふうに思っています。

引き続き、県医師会、八代郡市医師会、熊大病院口腔外科と連携しながら対応してまいりたいということが現状でございます。

○藤川隆夫委員 前向きに今検討されて、ぜひつくりたいというような意気込みが聞かれましたので、本当にありがとうございます。ぜひ県南の拠点病院をつくっていただいて、わざわざ熊本まで出てこなくていいような体制をつくっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 95ページですけども、ハンセン病の今の患者の方たちが、多分平均年齢がもう86歳超えられていると思うんですね。入所者の数も今200数十名ということでだんだん少なくなっておりますけれども、やはり啓発活動とか運営の経費、これは変わらなくかかっていくと思うんですね、向こう30年ぐらいは多分病院も続いていくかと思えます。41万だけでも、少し下がっている。こ

れの原因は、やっぱり入所者の減少でしょうか。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

委員御指摘のとおり、入所者の高齢化に伴いまして、お亡くなりになられる方がおられるということで、入所者減ということで減額になっております。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 現在、コロナ感染症、第6波流行中であり、新規感染者、まだまだ高止まりで続いております。このような中で、ウイルスの株の話として、最初はデルタ株でありました。その後、オミクロン株、B A. 1というのが流行し、現在、B A. 2の話が出てきております。ステルスオミクロンというやつ。県においては、県内の今の感染状況の中で、このB A. 2、ステルスオミクロンというのはどの程度把握されているのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○上野健康危機管理課長 現時点で、週当たり、保健環境科学研究所でゲノム解析、48検体はやっておりまして、現時点では、まだ熊本県内でB A. 2の検出はあっておりません。

○藤川隆夫委員 熊本県でB A. 2がまだ見られないという中で高止まりということは、第6波の前の動き並びに第6波が始まってからの人の動きといったものが、やっぱり関連しているのかなというふうに思っております。

ただ、どちらにしろ、今後B A. 2は出てくるというふうに思っておりますので、早期にチェックしていただいて、B A. 2が出てきたときは県民に知らせる、より感染力は強

いので、さらなるマスクであり、手指消毒であり、換気であり、そういう部分を徹底してもらうようなことを、ぜひその場面場面でアナウンスしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で後半グループの質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第40号、第42号、第54号、第59号、第65号から第68号まで、第77号及び第80号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第40号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号外9件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は、13時15分からといたします。

午後0時33分休憩

午後1時17分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

報告事項のほうの1ページをお願いしたいと思います。

第4期熊本県地域福祉支援計画の策定について御報告いたします。

本計画につきましては、前回の11月議会の本委員会において報告をさせていただきました。計画の内容等につきましては大きな変更はございませんので、その後の経過につきまして御報告をさせていただきます。

4のスケジュールのところを御覧いただきたいと思っております。

12月27日から1月25日までパブリックコメントを実施いたしました。特段御意見はございませんでした。

また、2月に外部有識者で構成する地域福祉推進委員会の委員の皆様にも最終案の御報告と、併せて意見聴取を行ったところでございます。

本日の報告を経まして、年度末までに策定、公表することとしております。

資料の2ページをお願いします。

資料の2ページのほうには、計画の概要を添付させております。

また、別添で本計画の案を参考までに添付させていただいております。

計画案では、地域福祉活動の参考となるように、県内外の先進事例をできる限り掲載しております。

健康福祉政策課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

第二次熊本県肝炎対策推進計画の策定について御報告申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

前回、本委員会において御報告しました後の状況を中心に御説明させていただきます。

ページの一番下に記載しております5のスケジュールを御覧ください。

前回報告後に、12月下旬から1月下旬にかけてまして、パブリックコメントを実施し、本計画について策定が確定いたしております。

今後も、この本県の肝炎対策としまして、3に書いております計画策定の基本的な考え方、肝硬変または肝がんの移行者を減らし、肝がんの罹患率をできるだけ減少させることを取組の方向性とし、①体制整備、②肝炎ウイルス検査の推進、③医療費助成の実施、④普及啓発について継続して取り組んでまいります。

次の4ページに掲載しております計画の概要と、また、別途お手元に配付しております計画本文につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

健康危機管理課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告資料の5ページをお願いいたします。

熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について御報告させていただきます。

この計画につきましては、11月議会の本委員会で説明させていただいた後、12月から1月にかけてまして、パブリックコメントを実施してございまして、3月中に策定することとしております。

なお、パブリックコメントにつきましては、意見はありませんでしたので、以前御説明しました計画の内容に変更はございません。

ん。一部時点修正をしているだけでございます。

計画の概要については、次ページにつけておりますし、計画案については、別添でつけさせていただきますいております。

障がい者支援課は以上です。よろしく願いいたします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

別冊、報告資料7ページをお願いいたします。

熊本県循環器病対策推進計画の策定について御説明させていただきます。

この計画は、令和元年12月に施行されました循環器病基本法に基づきまして、本県の状況を踏まえ、対策の推進を図るものでございます。

11月議会の厚生常任委員会のほうで本計画の概要について御報告いたしました。その後の変更点について御説明したいと思っております。

4のスケジュールに示しておりますとおり、前回の御報告後、12月28日から1月26日までパブリックコメントを行い、3件の御意見をいただきました。主に喫煙対策等の御意見でございました。

このパブリックコメントの御意見を踏まえて、計画の最終案を作成いたしまして、先日、県循環器病対策推進協議会の委員への御報告を行ったところでございます。

この計画は、令和3年度中に策定予定としております。

次のページ、8ページのほうに計画の概要を示しておりますし、また、お手元のほうに計画本文のほうを付けさせていただきます。

計画の内容につきましては、大きく変動はございません。

以上、健康づくり推進課の報告を終わらせていただきます。

○橋口海平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

ここで、私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和3年度厚生常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成いたしましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から、取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会としては、5項目の取組を上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査検討等が続けられておられますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思います。



が、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後1時30分閉会

○橋口海平委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日、2名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

早田健康福祉部長。

（早田健康福祉部長、上野健康危機管理課長の順に退任挨拶）

○橋口海平委員長 御苦労さまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、高島副委員長をはじめ委員の皆様には御協力いただきまして、無事円滑な運営を進めることができました。本当にありがとうございます。

そしてまた、執行部の皆様方におかれましても、本当にコロナ禍の様々な対応で、激務の中で委員会対応をしていただき、また、丁寧に説明をしていただき、本当にありがとうございます。途中で本当にこの激務で皆様方が倒れないか心配したこともありましたが、本当に皆様方のチームワーク、それで乗り切

っていつているんだろうなと感じたところでございます。

また、8月に実施した管内視察の際にも様々な皆様方の御協力をいただきまして、何とか管内視察のほうを行うことができ本当に良かったと思っております。本当にありがとうございます。

そしてまた、先ほど御挨拶をいただきましたお2人の部長と課長におかれましては、本当にこれから先も県政の発展のために、県庁から出られるかもしれませんが、携わっていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

お疲れさまです。（拍手）

次に、高島副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○高島和男副委員長 一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、橋口委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。

また、執行部におかれましては、先ほど来の議論の中にもございましたように、ただいま本県はまん延防止等重点措置の期間中でございます。まだまだ感染者数も高止まりで先行きも不透明でございます。

執行部の皆様方におかれましては、今後とも体調管理に十分留意をされまして、業務に取り組んでいただきますように御祈念を申し上げます。お礼の挨拶といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○橋口海平委員長 以上で終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとう

ございました。

午後1時33分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

厚生常任委員会委員長